

第14回 国と地方のシステムWG

水道分野における取組について

平成30年10月29日



厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道事業の広域連携の推進の取組

- 昭和52年、「広域的水道整備計画」を水道法に位置づけ、水道事業者の要請に基づき、都道府県により同計画が策定された地域（累計で36道府県68計画）において、水道の整備充実を計画的に推進
- 平成16年、厚生労働省において、水道のあるべき将来像を示した「水道ビジョン」を策定・公表した。その中で、地域の実情に応じた管理の一体化や事業統合・共同経営等多様な形態の広域化を進める「新たな概念の広域化」を掲げ、広域化検討の手引き等の作成・普及等により推進した。
さらに、平成25年、人口減少社会への対応や東日本大震災の経験を踏まえ改定した「新水道ビジョン」を策定・公表し、より多様な連携による「発展的な広域化」を掲げ、広域化を推進
- 平成28年2月29日の総務省通知「市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築等について」及び平成28年3月2日の厚生労働省通知「水道事業の広域連携の推進について」により、広域連携について早期に検討体制を構築し、検討を進めるよう要請し、東京都と香川県を除く45道府県で検討体制を設置済（平成30年3月現在）
- 各都道府県の検討状況のヒアリング（本年8月、総務省と共同実施）等により、さらなる広域化に向けた取組を実施。

近年における広域化実施例

統合年次	事業体名	計画給水人口	内容	検討開始から統合実現までに要した年数
平成22年4月	淡路広域水道企業団	157,600人	兵庫県淡路島内の水道事業を一元化するため、用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（3市）が統合	21年3ヶ月
平成26年4月	岩手中部水道企業団	221,630人	岩手県中部地域の用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市1町）が統合し水道事業を一元化	12年2ヶ月
平成28年4月	秩父広域市町村圏組合	111,211人	埼玉県秩父地域の水道事業を一元化するため、複数の水道事業者（1市4町）が統合	7年5ヶ月
平成28年4月	群馬東部水道企業団	509,000人	群馬県東部地域の水道を一元化するため、複数の水道事業者（3市5町）が統合	7年
平成29年4月	大阪広域水道企業団	86,700人 [※] <small>※1市1町1村の計画給水人口</small>	大阪府域一水道を目指す過程として、用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（1市1町1村）が統合	3年7ヶ月
平成30年4月	香川県広域水道企業団	約970,000人	香川県内の水道事業を一元化するため、香川県と県内の水道事業者（16市町）が統合	10年
平成31年4月（※）	大阪広域水道企業団	—	大阪府域一水道を目指す過程として、用水供給事業者（1企業団）と受水事業者（2市4町）が統合予定 （※）上記に加え、さらに平成36年4月に受水事業者（1町）が統合予定	3年3ヶ月

広域連携の検討に向けた協議会等の設置状況

- 現在、東京都と香川県を除く(※)全ての道府県内部で広域連携に関する検討を始めており、そのうち39道府県では関係水道事業者等が参画する協議会等の組織が設置され、多様な形態の連携について検討が進められている。
- ※ 東京都は都がほぼ一元的に水道事業を実施している。香川県は香川県広域水道企業団がほぼ県全域の水道事業を実施している。

都道府県名	協議会等名称	都道府県名	協議会等名称
北海道	地域別会議	京都府	市町村水道事業連絡会議
青森県	青森県水道事業広域連携推進会議	大阪府	府域一水道に向けた水道のあり方協議会
岩手県	岩手県水道事業広域連携検討会	兵庫県	兵庫県水道事業のあり方懇話会 地域別水道事業広域連携協議会
宮城県	水道事業広域連携検討会・連絡協議会	奈良県	県域水道一体化検討会
秋田県	人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会 「水道事業の広域連携」作業部会	和歌山県	水道事業懇談会
山形県	山形県水道事業広域連携検討会	島根県	島根県水道事業の連携に関する検討会
福島県	水道事業の基盤強化・広域連携に関する検討会	岡山県	岡山県水道事業広域連携推進検討会
茨城県	水道事業等の広域連携に係るブロック別会議	広島県	広島県水道事業推進会議
栃木県	市町村等水道事業広域連携等検討会	徳島県	水道事業のあり方研究会
群馬県	広域連携検討会	愛媛県	愛媛県水道事業経営健全化検討会
埼玉県	埼玉県水道広域化実施検討部会	高知県	水道広域連携検討会
神奈川県	県西地域における水道事業の広域化等に関する検討会	福岡県	地域別検討会等
新潟県	新潟県における水道事業の基盤強化検討会	佐賀県	圏域会議
富山県	水道事業の経営合理化等に係る検討会	長崎県	水道事業の広域連携に関する検討会
長野県	圏域水道事業広域連携検討会	熊本県	熊本県水道事業基盤強化推進協議会
岐阜県	岐阜県水道事業広域連携研究会	大分県	水道事業の広域連携に関する検討会議
静岡県	行政経営研究会「水道事業の広域連携等」課題検討会	宮崎県	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討部会
愛知県	愛知県水道広域化研究会議	鹿児島県	市町村等の水道事業の広域連携に関する検討会
三重県	水道事業基盤強化勉強会	沖縄県	沖縄県水道事業広域連携検討会
滋賀県	滋賀県水道事業の広域連携に関する協議会		

先進・優良事例の横展開について

- 都道府県及び水道事業者の参加による地域の先進事例の共有と課題解決の議論の場として、全国各地で地域懇談会を開催するとともに、先進事例をホームページ等で公開し、横展開を図り広域連携を推進。
- また、「水道広域化検討の手引き」や事例集を作成しホームページで公開し、広域連携の検討を支援。

地域懇談会における横展開事例

都道府県・水道事業者

取組事例

(東北)
八戸圏域水道企業団
八戸圏域水道企業団
八戸圏域水道企業団と青森県南の11市町村及び岩手県北の9市町村で進められている県境をまたいだ新たな広域化への取組

(関東)
秩父広域市町村圏組合
秩父広域市町村圏組合
埼玉県秩父地域の水道事業(秩父市、横瀬町、小鹿野町、皆野・長瀬上下水道組合(皆野町、長瀬町))の事業統合

(中部)
長野県企業局
長野県企業局
長野県企業局による地方自治法に基づく代替執行制度を活用した過疎自治体の水道施設整備の技術支援

(近畿)
奈良県
奈良県
県域水道の広域化の目指す姿の検討及び実現に向けた県・市町村との協議体制の構築等の取組

手引きや検討事例集の作成・周知

- ・水道広域化検討の手引き (平成20年8月)
- ・水道事業統合及び施設の統廃合・再構築の事例集 (平成22年3月)
- ・水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き (平成23年12月)
- ・水道事業における広域化事例及び広域化に向けた検討事例集 (平成26年3月)

地域懇談会:平成25年から平成29年までに20回開催

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の内容（抜粋）

○関係者の責務の明確化

都道府県は水道事業者等との間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。

○広域連携の推進

- (1) 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2) 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3) 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

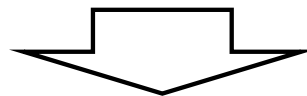
〈参考〉

○ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」を踏まえ、2022年度（平成34年度）までの広域化を推進するための目標

【現在】

「経済財政運営と改革の基本方針2017」改革工程表に基づき「広域連携に取り組むこととした市町村数」を KPI として設定している。

実績値：174市町村（平成28年度末時点）



【今後】

水道法改正案の成立後には、広域的な連携を推進するために設ける協議会や水道基盤強化計画の策定を目標として設定することを検討し、見直す予定。

水道法の一部を改正する法律案※の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。）